

福岡県公報

令和3年3月2日
第179号

目次

告示(第205号-第227号)

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 6
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更

- (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 9

公 告

- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課)10
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課)10
- 一般競争入札の実施 (税 務 課)12
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課)15
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課)16
- 令和3年度技能検定(前期)の公示について (職業能力開発課)19
- 令和3年度技能検定(随時実施)の公示について (職業能力開発課)21
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課)23
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (廃棄物対策課)23
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (漁業管理課)24
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課)24

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課)24
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課)25
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)25

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (廃棄物対策課)26
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (廃棄物対策課)29

再 掲

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの個人の事業税の

申告期限の延長 (税 務 課) ……………31

告 示

福岡県告示第205号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市東萩尾町150番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第24号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第25号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年11月福岡県告示第907号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年11月福岡県告示第908号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------	--------------------------	---------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
八女	県道	浮羽石川内線	八女市矢部村北矢部3931番1先から八女市矢部村北矢部11027番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年3月16日

福岡県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3259番1先から朝倉市杷木志波3261番2先まで	10.4 ～ 19.0	110.8

			後	朝倉市杷木志波3259番1先から朝倉市杷木志波3261番2先まで	7.7 ～ 15.0	110.8
--	--	--	---	----------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波3259番1先から朝倉市杷木志波3261番2先まで

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波3526番5先から朝倉市杷木志波3526番1先まで

福岡県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市黒川3779番1先から 朝倉市黒川3777番2先まで

福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田3873番1先から 朝倉市佐田3876番2先まで

福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

3年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田3979番1先から 朝倉市佐田3980番1先まで

福岡県告示第219号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝倉市黒川字宮ノ向1203の2、須川字合ノ坂1の3・1の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の5から1の9まで、4の3、4の4、12の2、15の6から15の8まで、25の7
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第220号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 地島
- 2 区域の所在地 宗像市地島字ショウド
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宗像市地島字ショウド	428番1	1号及び2号、9号、11号から13号まで
	423番3	3号
	423番1	4号
	427番	5号及び6号
	435番3	7号
	438番	8号
	435番2	10号

福岡県告示第221号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 奥田1丁目

- 2 区域の所在地 北九州市門司区奥田一丁目

- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区奥田一丁目	6355番1	1号及び2号
	6355番7	3号及び4号
	6355番6	5号から12号まで
	6356番66	13号
	6356番1	14号
	6356番44	15号
	6356番41	16号及び17号

福岡県告示第222号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 藤山町
- 2 区域の所在地 久留米市藤山町字片宗、字浦山、字下浦山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
久留米市藤山町字下浦山	116番1	1号及び18号

久留米市藤山町字浦山	1394番1	2号
	1394番2	3号から5号まで
	1393番	6号、8号及び9号
久留米市藤山町字片宗	1177番1	7号、10号から12号まで
久留米市藤山町字片宗	1178番2	13号
	1176番3	14号
	1173番1	15号
	1163番1	16号及び17号

福岡県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生148	けいゆうメディカルクリニック 内科 循環器内科	大野城市紫台2-10 BELLFLOWER BLDG 1F	R3・2・1
那珂生5	女性クリニックみのり	那珂川市中原三丁目127-2階E1	R3・1・1
朝倉生77	きたの小児科医院	朝倉市屋永1770-1	R3・1・1
う生46	矢野医院	うきは市吉井町728-2	R3・1・1
行生148	行橋ゆめ眼科	行橋市西宮市三丁目8-1 ゆめタウン行橋1階	R3・1・1

行生147	松下耳鼻咽喉科医院	行橋市行事七丁目2番1号	R3・1・1
福津生歯46	こばやし歯科 口腔外科・矯正歯科クリニック	福津市中央六丁目17-6 ガーデントワーミヤ1F	R3・1・14
福津生歯45	みやた歯科こども歯科クリニック	福津市日蒔野五丁目3-7	R3・1・6
大野生歯142	白木原歯科	大野城市白木原一丁目1-55	R3・1・1
大野生歯141	かとかデンタルクリニック	大野城市上大利二丁目10-1	R3・2・1
大川生歯43	松藤歯科医院	大川市大字酒見177-3	R3・1・1
小生歯62	はらだ歯科・こども歯科	小郡市小郡115番地3	R3・1・1
大生歯227	ICOIデンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R2・12・1
田川生歯138	すぎはら歯科医院	田川郡福智町伊方4487-23	R3・1・1
田川生歯137	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原549-3	R3・1・1
宗遠生歯10	古橋歯科医院	遠賀郡遠賀町大字浅木1-16-1	R3・1・1
宗遠生歯11	守谷歯科医院	遠賀郡岡垣町野間二丁目16番5号	R3・1・5
行生歯90	あおいデンタルクリニック	行橋市泉中央四丁目3-15	R3・1・12
行生歯91	オリーブ歯科医院	行橋市泉中央八丁目1-1-102	R3・2・1
糸島地生薬74	いちのみや薬局 糸島店	糸島市志摩津屋崎67 志摩クリニックビル1階	R3・2・1
朝倉生薬62	エンジェル薬局	朝倉市三奈木3111-3	R3・2・1
柳生薬60	かまち調剤薬局	柳川市立石887-4	R3・2・1
柳生薬61	平成堂薬局 蒲池店	柳川市立石878-7	R3・2・1
飯生薬179	ハッピー薬局 庄内店	飯塚市有安691	R3・2・1
嘉鞍生訪3	訪問看護ステーション さくらんぼ	鞍手郡鞍手町大字中山2225番2	R2・12・1

福岡県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田川生歯56	五嶋歯科医院	田川郡添田町大字庄1029-5	R 3・2・1
飯生薬111	有限会社サンケイ薬局	飯塚市伊岐須131-14	R 3・2・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
那珂生1	女性クリニックみのり	那珂川市中原三丁目127-2階E1	R 2・12・31
う生9	矢野医院	うきは市吉井町728-2	R 2・12・31
み生25	江崎内科外科医院	みやま市高田町原1047	R 2・12・26
大生371	濱保医院	大牟田市駛馬町31	R 2・12・31
飯生184	元山医院	飯塚市川津206-1	R 3・1・17
飯生238	桑原脳神経外科医院	飯塚市伊岐須131	R 2・12・28
行生145	松下耳鼻咽喉科医院	行橋市行事七丁目12-1	R 2・12・31
朝倉生54	きたの小児科医院	朝倉市屋永1770-1	R 2・12・31
豊生46	倉富医院	豊前市大字八屋1360	R 3・1・20
福津生歯37	みやた歯科子ども歯科クリニック	福津市日蒔野五丁目3-7	R 3・1・1
大野生歯135	白木原歯科	大野城市白木原一丁目1-55	R 2・12・31

糸島地生歯39	波多江歯科医院	糸島市前原中央三丁目20-35	R 2・12・31
大川生歯20	松藤歯科医院	大川市大字酒見177-3	R 2・12・31
小生歯61	はらだ歯科・こども歯科	小郡市小郡115-3	R 2・12・31
大生歯224	ICOIデンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R 2・12・1
田川生歯76	すぎはら歯科医院	田川郡福智町伊方4487-23	R 2・12・31
田川生歯122	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原549-3	R 2・12・31
飯生歯74	首藤歯科医院	飯塚市幸袋218-9	R 2・12・26
田生歯60	秀谷歯科診療所	田川市新町21番28号	R 2・12・31
遠生歯28	古橋歯科医院	遠賀郡遠賀町浅木一丁目16-1	R 2・12・31
遠生歯73	守谷歯科医院	遠賀郡岡垣町野間二丁目16-5	R 3・1・4
大野生薬12	中央薬局4丁目店	大野城市南ケ丘二丁目1-23	R 2・12・31
八女生薬22	そうごう薬局 八女店	八女市津江547-13	R 2・12・31
宰生訪6	訪問看護ステーションはるか 太宰府店	太宰府市通古賀四丁目4-16-102	H29・9・1

福岡県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生443	医療法人 東翔会 ひがしはら整形外科 医院	医療法人 東翔会 ひがしはら医院	大牟田市大字田隈 830番地の1	R3・1・1
糸島地生訪2	在宅リハビリ訪問看護 ステーションTOMO西	訪問看護ステーション TOMO西	糸島市前原中央二 丁目3-56 1階 1号	R3・1・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生薬30	コアラ薬局	柳川市三橋町柳河 814-1	柳川市三橋町柳河 814-2	R3・1・1
大野生訪13	訪問看護ステーション おおのじょう	大野城市御笠川一 丁目5-1	大野城市御笠川一 丁目5-2	R2・10・1
大生訪23	白川病院訪問看護ス テーション	大牟田市白川町一 丁目146	大牟田市大字久福 木82-1	R2・11・1
田生訪17	訪問看護 一会	田川市魚町10-24	田川市大字夏吉 1205番地11	R2・10・1

福岡県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
------	--------	---------	-------

大生マ43	古賀 正吾（OFA療養 サポートセンター）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R3・1・12
直生柔48	荒井 佑喜（ひまわり整 骨院）	直方市湯野原二丁目13番25号	R2・12・1
八女生柔42	中村 祐（やつひめ整骨 院）	八女市平田532番地8	R2・12・16
中生柔44	西江 将郎（岩瀬西整骨 院）	中間市岩瀬西町4-20 サンヴィ レッジ宮園101	R2・12・24
中生柔45	飯山 輝（かがやき堂整 骨院）	中間市太賀一丁目1-11 麻生ビ ル1F	R3・1・27
宰生柔62	丸本 憲（むさし鍼灸整 水城）	太宰府市水城二丁目1-1	R2・12・29
宗遠生柔47	早川 翔太郎（ハート鍼 灸整骨院 岡垣院）	遠賀郡岡垣町鍋田一丁目2-15	R2・12・17
田川生柔55	柳田 樹一郎（よねだ鍼 灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	R2・12・1
大生はき19	古賀 正吾（OFA療養 サポートセンター）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R3・1・12
宗遠生はき11	早川 翔太郎（ハート鍼 灸整骨院 岡垣院）	遠賀郡岡垣町鍋田一丁目2-15	R2・12・17

福岡県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
八女生柔39	御厨 太輔（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	R2・12・16
中生柔43	石橋 正臣（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20 サンヴィレッジ宮園101	R2・12・1
宰生柔25	松岡 健悟（むさし整骨院水城）	太宰府市水城二丁目1-1	R2・11・30
嘉麻生柔21	垣添 直樹（あすなる整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井原田1248-1	R3・1・15
田川生柔53	山野 圭祐（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字田原1113-2	R2・11・30

公 告

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畑区	4,000円	12,000円	令和3年2月10日
福岡県営城浜住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円	令和3年2月10日
福岡県営日の出町住宅	春日市	3,500円	10,500円	令和3年2月10日
福岡県営金丸住宅	宮若市	2,500円	7,500円	令和3年1月29日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

証紙代金収納計器の賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

- 機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

- 日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和3年3月24日（水曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

証紙代金収納計器の賃貸借契約一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月28日福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。）

令和3年4月16日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA・A
13	11	サービス業種その他（その他）	AA・A

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課収納管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟8階

電話番号 092-643-3050（ダイヤルイン）

ファクシミリ 092-643-3051

電子メール zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 契約書作成の要否

要

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付

(1) 交付期間

令和3年3月2日（火曜日）から令和3年4月2日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

4の部局とする。

9 入札説明会の開催

無し

10 入札参加申請書の提出

入札を希望する者は、令和3年4月2日（金曜日）午後5時00分までに、入札参加申請書を4の部局に提出しなければならない。

11 入札参加確認結果の通知

県は、入札参加申請書の内容審査後、入札参加申請書を提出した者に対し、令和3年4月7日（水曜日）までに、入札参加確認結果通知書を交付する。

12 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 日時

令和3年4月16日（金曜日） 午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 1階 税務課別室

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札に関する事項（本入札説明書及び係員が説明する入札に関する諸事項）を十分理解し、すべて了知した上で入札に参加すること。また、入札書は直接下記のとおり提出しなければならない。郵便、電話、電報、ファクシミリ、Eメール等その他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、入札参加委任状を、必ず入札前に係員に提出することとし、その確認を受けた後に入札に参加すること。また、入札書に押印する印鑑は、「入札参加委任状」に押

印した代理人の印鑑（私印）を使用すること。

エ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4月16日開封《証紙代金収納計器の賃貸借契約》の入札書在中」と朱書きして提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

カ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

キ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

13 開札

(1) 日時

令和3年4月16日（金曜日） 入札後即時

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 1階 税務課別室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が無い場合の措置

第1回の入札で落札者が決定しないときは、直ちにその場で再度の入札を行う。この場合、第2回目の入札に参加する意思が無いときは、入札書に辞退の旨を記入し係員に届け出ること。なお、再度の入札に付し落札者が無い場合は、再度入札で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者と随意契約を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

令和3年4月9日（金曜日）午後4時までに総務部税務課収納管理係へ「保証金等納付書」（総務部税務課収納管理係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金について」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、無効入札をしたものは、再度の入札に加わることが

できない。

(1) 入札金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印が無く、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

17 契約と予算措置について

当該契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算額について減額又は削除があった場合、県はこの契約を解除することができ、契約の解除により受託者に損害があるときは、受託者は県に対し損害賠償を請求することができる。

18 契約締結時の誓約書の提出

「福岡県暴力団排除条例」施行に伴い、誓約書を提出することを契約締結の条件とする。

19 その他

(1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

20 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the Instrument Stamps a Certificate : 1set

(2) Period of Lease

It is 60 months from a lease starts date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5p.m. 2 April, 2021

(5) Contact Point for the Notice

Tax Affairs Division, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakataku,

Fukuoka City, 812-8577 Japan

TEL 092-643-3050

FAX 092-643-3051

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転免許申請自動受付機等購入

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年3月22日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- #### 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- #### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 3 月 2 日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

運転免許申請自動受付機 種類及び数量について仕様書による。

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 3 年 9 月 30 日（木曜日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

令和 3 年 4 月 12 日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気機器	A A
05	02	電気通信機器	A A
13	11	その他	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-641-4141 内線 2236

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 3 年 3 月 2 日（火曜日）から令和 3 年 4 月 12 日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで 5 の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年4月12日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和3年4月13日（火曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Driver's License Renewal Application Processing Machine
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on April 12, 2021
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2236)

公告

令和 3 年度技能検定（前期）を次のように実施する。

令和 3 年 3 月 2 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1 級及び 2 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業及び真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金

属装身具製作作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(防食溶射作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ-工事作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生(以下「訓練生」という。)及び大学、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)	12,100円
(イ) 2級又は3級を受検する令和3年4月1日(木曜日)時点で35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に該当する者を除く。)	9,200円
(ウ) 3級を受検する令和3年4月1日(木曜日)時点で35歳未満の訓練生又は在校生	3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所

令和3年6月7日(月曜日)から同年9月12日(日曜日)までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日

福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)。

掲示による公表は、令和3年5月31日(月曜日)から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	令和3年7月11日(日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、染色、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 産業洗浄	令和3年8月22日(日曜日)	
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、化学分析及び貴金属装身具製作 (イ) 3級 金属熱処理	令和3年8月29日(日曜日)	

(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射、枠組壁建築及び路面標示施工	令和3年9月5日 (日曜日)
---	-------------------

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和3年4月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和3年4月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては令和3年8月27日（金曜日）、その他の等級等については令和3年10月1日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

令和3年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の3から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（作業）

随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組

立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(カーペット系仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

随時3級及び基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット

製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する(ただし、検定職種によ

っては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定（随時実施）の合格者には福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園の変更（令和2年12月17日新宮町告示第99号）

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年3月2日から令和3年4月2日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで漁業法（昭和24年法律第267号）、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の制定並びに改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

漁業法等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理並びに軽微な修正を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続きを実施しなかったもの。

2 施行日

令和2年12月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年2月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール大牟田

(2) 所在地 大牟田市岬町3番4

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外75社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外69社

公安委員会

福岡県公安委員会告示第35号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年3月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年4月28日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第36号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年3月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和3年4月15日（木） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
令和3年4月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和3年4月25日（日） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第37号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年3月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日時	場所	射撃方法	受講可能人員
令和3年5月13日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年5月20日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日時	場所	射撃方法	受講可能人員
令和3年5月13日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和3年3月2日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

福岡県災害廃棄物処理計画（改定版）に係る答申案

2 答申案の概要

第1編 総則

- 1 基本的事項
- 2 組織体制・指揮命令系統
- 3 情報収集・連絡
- 4 協力・支援体制
- 5 災害廃棄物処理を担う人材の教育訓練・育成等
- 6 一般廃棄物処理施設の災害対応力強化

第2編 災害廃棄物処理対策

- 1 災害廃棄物発生量の推計
- 2 災害廃棄物処理

3 答申案の閲覧場所

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページに登載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1）
- (6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期間

令和3年3月2日（火）から令和3年3月15日（月）まで必着

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

(ファクシミリ) 092-643-3365

(電子メール) haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和3年3月2日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案

2 答申案の概要

第1章 計画の基本的事項

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針

第4章 目標の設定

第5章 各主体の役割及び連携

第6章 主要施策

第7章 計画の進捗管理

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1）

(6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期間

令和3年3月2日（火）から令和3年3月15日（月）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第131号の2

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、個人の事業税に関する法令に基づく申告（年の途中において事業を廃止した場合を除く。）のうち、県内に個人の事務所又は事業所の所在地がある者に係るもので、申告期限が令和3年3月15日に到来するものについては、その申告期限を同年4月15日まで延長する。

令和3年2月18日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎